

平成 1 4 年 8 月 2 9 日
総 合 政 策 局 政 策 課
TEL 03-5253-8111 (代 表)
(内 線 24224 ・ 24225)

「 P F I 事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方」 について

この度、国土交通省では、「 P F I 事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方」を別添の通りまとめましたので公表いたします。

本件については、総合政策局より、全国の地方整備局、地方運輸局、北海道開発局及び 4 7 都道府県、 1 2 政令指定都市あて通知し、周知しております。

当省所管の P F I 事業を検討する上で、お役立ていただければ幸いです。

(別 添)

PF I事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方

平成14年8月23日

国土交通省

PFについて、国土交通省は、従来より官民の役割分担の見直し、財政支出の有効活用による社会資本整備の充実、民間事業機会の創出等の観点から、積極的に取り組んできたところである。

今般、国土交通省所管の公物管理法について、同様の観点から、以下のような形で、現時点での解釈・運用を整理した。すなわち、公物管理法との関係においては、PF事業者は、協定等で定めることにより、様々な公物管理業務を行うことが可能であり、また、金融機関からの資金調達や許認可手続き等の面でも支障が生じることはないと考えている。

なお、PF事業が一層具体化する中で、別途の論点やより具体的な論点等が出てきた場合には、その都度検討、整理していきたいと考えている。

1 PF法におけるPF事業者の位置づけ

PF I事業者は、本来公共施設等の管理者等(公物管理者)が行う事業のうち、事業計画又は協定において民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等を行うことができることとされている(PF I法第7条第2項^{注1})。

^{注1} 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条第2項

前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等を行うことができる。

2 公物管理法上の公物管理者に関する規定とPF事業者の関係

論点1：PFI事業者の法的地位について

(1) 公物管理法における公物管理者に関する規定は、国民等に対し、公物を管理する最終的な責任を負う主体を規定するものである。公物管理法は、公物管理における事実行為を民間主体に事務委任することを禁じてはいない。

PFI事業者は、この事実行為について、PFI法第2条に規定する「公共施設等の整備等」を行うことができる。

(2) PFI事業者は、協定等で定めることにより、一定の範囲における占用許可等、より広範な事務を実施することも可能である。

例えば、道路サービス施設に係る占用許可等においては、取得した占用許可の範囲内で行われる2次的な利用（一定個所における占用主体以外の者による売店の営業等）について道路管理者による新たな占用許可を要しないこととされている。

このような考え方を踏まえ、PFI事業においても、協定等で定めた一定の占用許可等の手続きについて、PFI事業者は、逐一公物管理者に対する新たな手続きを経ることなく実施することができる。

(3) なお、上記のような形でPFI事業を実施した場合、国家賠償法による賠償責任等については、公物管理者が最終責任を負うこととなると考えられる。

(4) また、PFI事業者の法的地位は、協定等によって担保される。加えて、協定等で、法的地位をリスク分担とともに詳細に規定しておけば、行政主体の裁量的な判断で不安定になることもない。

論点 2 : 公共施設や敷地の所有権等の帰属について

- (1) P F I 事業は、本質的には、その事業収益自体に担保価値を有するものと考えられているが、現実の資金調達では、事業者が所有権等を保有しているか否かが、金融機関等との間で議論される場合も想定される。

その場合、P F I 事業者が土地等の所有権等を保有することとするか否かは、協定によって決められるものであって、公物管理法上、公物を構成する土地物件の所有権等の所在について制約は定められていない（公物管理者には必要な権原があれば足りる）。

このため、資金調達に当たって、公物管理法の規定が支障になるということはない。

- (2) なお、P F I 事業者が土地の所有権等を有する場合、道路法（第 4 条）及び都市公園法（第 22 条）では、道路、都市公園を構成する敷地その他の物件については私権を行使できないこととされており、こうした規定のない河川、下水道等については、公物管理者は、協定等において公物管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止等を規定するとともに、必要に応じ、公物管理を行う権原を第三者に対抗できるよう登記する等の対応をとることが考えられる。
- (3) また、P F I 事業者が所有権を有する土地や施設について抵当権を設定する場合、公物管理法が支障となることはない。
- (4) P F I 事業期間終了後、P F I 事業者の所有する施設、敷地等を公物管理者に引き継ぐのか、事業者が保有し続けるのかは、当事者間の協定等による。

論点 3 : P F I 事業者に対する公物管理法上の種々の許可等について

P F I 事業者が行う公共施設等の整備等に関する行為は、公物管理者との協定等に基づく公物管理行為そのものであり、占用許可、承認工事の承認等のための手続きは不要である。したがって、協定等に基づく P F I 事業について占用許可等が協定締結期間に対する制約となることはない。

なお、いわゆる合築により、P F I 事業者が公物管理以外の目的に供する施設を併せて整備する場合には、当該施設に関する部分については手続きが必要となるが、協定等の締結に向けた協議の中で同時に調整を進めることとなることから、その迅速化が図られるものと考えられる。

今回整理した論点は以上だが、協定等においては、P F I事業者の行う公物管理の範囲、公物管理者のP F I事業に対する関与の範囲、権限と責任の分担、事業終了時の土地の明渡し等資産の取扱い、事業継続が困難な場合の各種措置、P F I事業者の創意工夫等幅広い事項について定めることが可能であり、公物管理法が制約となることはないと考えている。

また、冒頭にも記したとおり、P F I事業が今後一層具体化し様々な態様の事業例が出てくる中で、今回整理した論点以外に具体的論点等が出てくれば、その都度検討、整理していきたいと考えている。